



関東運輸局編

- 本書について 2
- 略語について 3
- 最近の主な改正概要 4
- 巻末資料 235

《法令の改正》

- ◎車 両 法：令和 5 年 6 月 16 日 公布
令和 7 年 6 月 1 日 施行
法律第 63 号まで
- ◎施行規則：令和 8 年 2 月 16 日 公布・施行
国土交通省令第 9 号まで
- ◎点検基準：令和 5 年 10 月 20 日 公布
令和 5 年 12 月 21 日 施行
国土交通省令第 86 号まで
- ◎審査規程：令和 7 年 12 月 14 日 公布
令和 8 年 1 月 1 日 施行
第 69 次改正まで

第 1 章 車 両 法

1. 目的・用語・自動車の種別	1
2. 自動車の登録制度	2
3. 保安基準	3
4. 自動車の点検整備制度	4
5. 自動車の検査制度	5
6. 認証制度	6
7. 指定制度（工場関係）	7
8. 指定制度（検査員関係）	8
9. 指定制度（保安基準適合証関係）	9
10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	10

第 2 章 保 安 基 準

1. 自動車の構造関係	1
2. 自動車の装置一般	2
3. 自動車の車体関係	3
4. 自動車の室内関係	4
5. 自動車の騒音・排ガス関係	5
6. 自動車の灯火関係	6
7. 警音器・後写鏡 他	7
8. テスタ等による機能維持確認	8

第 3 章 計 算 問 題

1. ブレーキ制動力	1
2. 過去出題例と解説	2

第 4 章 年 度 別 試 験 問 題

1. 令和 7 年度 第 1 回	1
2. 令和 7 年度 第 1 回	2
3. 令和 6 年度 第 1 回	3
4. 令和 6 年度 第 2 回	4
5. 令和 5 年度 第 1 回	5
6. 令和 5 年度 第 2 回	6
7. 令和 4 年度 第 1 回	7
8. 令和 4 年度 第 2 回	8
9. 令和 3 年度 第 1 回	9
10. 令和 3 年度 第 2 回	10

本書について

本書は、関東運輸局において令和3年度から令和7年度までに行われた自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。ジャンルは大きく次の4つに区分してあります。

第1章 車両法 (10区分)
第2章 保安基準 (8区分)
第3章 計算問題 (過去5年分/10回)
第4章 年度別試験問題 (過去5年分/10回)

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
②選択式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択肢から選んで記号を記入する
③記述式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句または数値を記入する

①の○×式はそのまま、②及び③の穴埋め問題については全て記述式としました。

なお、令和4年度より、記述式問題は出題されていません(○×式もしくは選択式のみ)が、実力を養成できるよう本書では穴埋め問題はすべて記述式としています。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[7.1]であれば、令和7年度第1回の試験問題であることを示します。[5.2/4.1]の場合は、令和5年度第2回と令和4年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[5.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正等があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き換えていることを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査規程」を収録しています。なお、本書は令和8年3月時点の法令を基準としています。

第3章の「計算問題」は、ブレーキ制動力の過去問題及び計算式と正解を、第4章の「年度別試験問題」は、令和7年から過去5年分(10回分)の過去出題をそのまま掲載しています。

「別冊解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています(計算問題については第3章に掲載しているため省略)。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。

本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和8年版」もしくは「自動車検査ハンドブックワイド令和8年版」(いずれも定価2,310円)、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和8年版」(定価3,000円)をご活用下さい。

法令改正について：基本的に令和8年3月時点での法令に対応しています。したがって、4月以降の法令改正については、御注意下さい。

また、本書に訂正箇所が生じた場合、弊社ホームページにて内容を掲載致します。お手数ですがそちらをご確認下さい。⇒ <http://www.kouronpub.com> (または"公論出版"で検索)

令和8年3月
編集部

1. 目的・用語・自動車の種別	
1. 車両法の目的	6
2. 用語の定義	6
3. 自動車の種別	7
2. 自動車の登録制度	
1. 登録の一般的効力	9
2. 新規登録の申請	9
3. 自動車登録番号標の封印	10
4. 変更登録	10
5. 移転登録	10
6. 永久抹消登録	11
7. 一時抹消登録	11
8. 自動車登録番号標及び車両番号標の表示	11
9. 車台番号等の打刻	12
10. 打刻の塗まつ等の禁止	12
11. 譲渡証明書	13
12. 臨時運行の許可	13
13. 回送運行の許可	13
3. 保安基準	
1. 保安基準	14
4. 自動車の点検整備制度	
1. 点検及び整備の義務	16
2. 日常点検整備	16
3. 定期点検整備	17
4. 点検整備記録簿	19
5. 整備命令	20
6. 自動車の点検及び整備に関する手引	21
5. 自動車の検査制度	
1. 自動車の検査及び自動車検査証	21
2. 新規検査	21
3. 自動車検査証の有効期間	22
4. 自動車検査証の有効期間の起算日	23
5. 継続検査	24
6. 自動車検査証の備付け及び検査標章	25
7. 自動車検査証記録事項の変更	26
8. 構造等変更検査	26
9. 予備検査	27
10. 限定自動車検査証	27
11. 自動車部品を装着した場合の取扱い	27
6. 認証制度	
1. 特定整備事業の種類	29
2. 認証	29
3. 認証基準	29
4. 特定整備事業者の変更届	31
5. 特定整備の定義	32
6. 特定整備事業者の標識	33
7. 特定整備事業者の義務	33
8. 特定整備記録簿	33
9. 設備の維持等	35

10. 特定整備事業者の遵守事項	35
11. 整備主任者	36
7. 指定制度（工場関係）	
1. 指定自動車整備事業の指定	37
2. 指定工場の設備、技術及び管理組織	38
3. 検査の設備の基準	39
4. 作業場等の基準の解釈	41
5. 対象自動車の指定	41
6. 検査用機器の共用	42
7. 設備の維持	43
8. 検査用機器の校正	43
8. 指定制度（検査員関係）	
1. 自動車検査員の選任	44
2. 自動車検査員の兼任	44
3. 自動車検査員の要件	45
4. 自動車検査員の解任	45
5. 自動車検査員の研修	46
9. 指定制度（保安基準適合証関係）	
1. 指定事業者による保安基準適合証等の交付	46
2. 保安基準適合証等の交付範囲と現車提示の省略	48
3. 指定事業者の点検の基準	49
4. 自動車検査員による証明（証明方法）	51
5. 自動車検査員による証明（同一性の確認等）	51
6. 自動車検査員による証明 （一時抹消登録車の取扱い）	53
7. 自動車検査員による検査（法令）	53
8. 自動車検査員の服務	58
9. 自動車検査員の作業区分	58
10. 保安基準適合証等の有効期間	59
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い （現車提示の省略）	60
12. 保安基準適合標章の表示	60
13. 保安基準適合証の取扱い（記載方法）	61
14. 保安基準適合証の取扱い（不正使用の防止等）	61
15. 走行距離計表示値の取扱い	62
16. 保安基準適合証の取扱い（最終検査申請日）	62
17. 自賠償保険証明書の備付け	63
18. 自賠償保険証明書の提示	63
19. 限定保安基準適合証	64
10. 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	
1. 指定整備記録簿（記載事項）	64
2. 指定整備記録簿（保存期間）	66
3. 指定整備記録簿（記載要領）	66
4. 罰則の適用	66
5. 保安基準適合証の交付の停止	67
6. 指定事業者の変更届及び標識	67
7. 不正使用等の禁止	68
8. 不正改造等の禁止	68

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

1. 目的・用語・自動車の種別

1 車両法の目的

【過去出題例】

- ☑1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに (①) についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[7.2]
- ☑2. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の () の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[7.1/6.2]
- ☑3. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに () についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[6.1]
- ☑4. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての (①) 等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[5.2/5.1]
- ☑5. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の (①) の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の (②) の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[4.2]
- ☑6. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての () を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[4.1]
- ☑7. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに (①) 及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての (②) を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。[3.2]
- ☑8. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び (①) その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、(②) を増進することを目的とする。[3.1]

【関係法令】

◆車両法◆第1条 (この法律の目的)

1. この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての公証等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに整備についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ▷ 「公証」 行政上、特定の事実または法律関係の存在をおおやけに証明すること。
 - ▷ 「資する」 助けとなる。役立つ。
 - ▷ 「公共の福祉」 社会全体に共通する幸福・利益。
 - ▷ 毎回必ず出題！全文を覚える！

2 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. この法律で「()」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。[3.2]
- ☑2. この法律で「()」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[3.1]

- ☑3. この法律で「自動車」とは、原動機により (①) を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して (①) を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。[7.1/5.1/5.2]
- ☑4. この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を () 用い方に従い用いること (道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。) をいう。[6.2]

【関係法令】

◆車両法◆第2条 (定義)

- この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。
- この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令 [施行規則第1条] で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。
 ▷内燃機関を原動機とする側車付を除いた二輪は総排気量 0.125 ℓ 以下、その他のものは 0.050 ℓ 以下のものが原動機付自転車。また、総排気量 0.050 ℓ 以下 (最高出力が 4.0kW 以下の二輪は 0.125 ℓ 以下) は第一種原動機付自転車、その他のものが第二種原動機付自転車に分類される。
- この法律で「軽車両」とは、人力若しくは畜力により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、政令 [施行令第1条] で定めるものをいう。
 ▷軽車両は、原動機を使用しない馬車、牛車及び馬そりなどが規定されている。
- この法律で「運行」とは、人又は物品を運送するとしなにかかわらず、道路運送車両を当該装置の用い方に従い用いること (道路以外の場所のみにおいて用いることを除く。) をいう。

3 自動車の種別

【過去出題例】

- ☑1. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに () の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[5.2]
- ☑2. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の () 及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[4.1]
- ☑3. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び () 並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。
 [7.1/6.1/4.2]
- ☑4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の (①) 及び構造並びに (②) の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。[3.1]
- ☑5. 道路運送車両法第3条 (自動車の種別) の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第1に定めるところによる。[6.1]

(別表第1) 抜粋

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するもののうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの (内燃機関を原動機とする自動車 (軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。) にあっては、その総排気量が (①) ℓ 以下のものに限る。)	4.70m 以下	(②) m 以下	2.00m 以下
	二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) 及び三輪自動車で軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

★編注：保安基準関連の出題について…………… 71

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義……………	71
2. 不適切な補修等……………	72
3. 長さ、幅及び高さ……………	73
4. 最低地上高……………	73
5. 安定性……………	75
6. 最小回転半径……………	75

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置……………	76
2. 速度抑制装置……………	76
3. 走行装置（軽合金製ディスクホイール）……………	77
4. 走行装置（空気入ゴムタイヤ）……………	77
5. 制動装置……………	78
6. 緩衝装置……………	78
7. 燃料装置……………	79
8. 電気装置……………	79

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（走行装置の回転部分）……………	80
2. 車枠及び車体（エア・スポイラ）……………	81
3. 車枠及び車体（側面方向指示器の突出）……………	83
4. 車枠及び車体（リヤ・オーバーハング）……………	83
5. 車体表示……………	84
6. 巻込防止装置……………	84
7. 突入防止装置……………	86

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置……………	87
2. 運転者席……………	88
3. 座席ベルト……………	89
4. 座席ベルト非装着時警報装置……………	90
5. 頭部後傾抑止装置……………	91
6. 非常口……………	92
7. 物品積載装置……………	92
8. 窓ガラス（貼付物等）……………	93

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）……………	95
2. 排出ガス等の発散防止装置（排気管）……………	96

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯……………	98
2. すれ違い用前照灯……………	98
3. 前部霧灯……………	99
4. 車幅灯……………	100
5. 前部反射器……………	101
6. 側方灯・側方反射器……………	101
7. 番号灯……………	102
8. 尾 灯……………	103
9. 後部霧灯……………	103
10. 後部上側端灯……………	104
11. 後部反射器……………	104
12. 大型後部反射器……………	105

13. 制動灯……………	106
14. 補助制動灯……………	107
15. 後退灯……………	108
16. 方向指示器……………	109
17. 非常点滅表示灯……………	109
18. その他の灯火等の制限……………	110

7. 警音器・後写鏡 他

1. 警音器……………	113
2. 非常信号用具……………	113
3. 後写鏡等……………	113
4. 直前及び側方の視界……………	115
5. 速度計……………	116
6. 消火器……………	117
7. 緊急自動車……………	117
8. 道路維持作業用自動車……………	117
9. 乗車定員……………	118

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態（サイドスリップ・テスタ）…	118
2. 窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）…	119
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）……………	119
4. CO・HCの濃度（CO・HCテスタ）……………	123
5. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オバシメータ又は黒煙測定器）……………	126
6. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）……………	128
7. 警音器の音の大きさ（騒音計等）……………	131
8. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）……………	131
9. 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し （検査用スキャンツール）……………	132

★編注：保安基準関連の出題について

1. 保安基準に関し、自動車の製作年月日により適用される規定が異なることや、適用除外（基準そのものが適用されない）となる場合がある。
例：前照灯の灯光色について、平成 17 年 12 月 31 日以前の製作車は白色又は淡黄色であることとされるが、平成 18 年 1 月 1 日以降の製作車については白色であること等。
2. 従って、自動車の製作年月日により解答が異なる場合がある。
3. 過去出題時の自動車の製作年月日について、試問実施年月により次のように定めて出題されていた。

試問の別	実施年月	自動車の製作年月日	設定概要
令和 7 年度第 1 回	令和 7 年 7 月	令和 4 年 7 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 7 年度第 2 回	令和 8 年 2 月	令和 5 年 2 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 6 年度第 1 回	令和 6 年 7 月	令和 3 年 7 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 6 年度第 2 回	令和 7 年 2 月	令和 4 年 2 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 5 年度第 1 回	令和 5 年 7 月	令和 2 年 7 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 5 年度第 2 回	令和 6 年 2 月	令和 3 年 2 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 4 年度第 1 回	令和 4 年 7 月	令和元年 7 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 4 年度第 2 回	令和 5 年 2 月	令和 2 年 2 月 1 日	試問実施の 3 年前
令和 3 年度第 1 回	令和 3 年 7 月	設問中個別に設定	—
令和 3 年度第 2 回	令和 4 年 2 月	設問中個別に設定	—

4. 本書は、令和 8 年度に試問を受検される方を対象としている。そこで、過去出題例について、特に記載がない場合、試問実施の 3 年前となる「令和 5 年 7 月 1 日」として解答・解説している。
※「第 4 章 年度別試験問題」も同様とする。
※第 2 回目を受検される方に対しては「令和 6 年 2 月 1 日」と設定すべきであろうが、解答が異なる出題がなかったことから「令和 5 年 7 月 1 日」に統一した。

1. 自動車の構造関係

1 用語の定義

【過去出題例】

- ☑1. 「空車状態」とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載するとともに、運転者 1 名が乗車し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。この場合において乗車定員 1 人の重量は 55kg とする。[5.1/3.2]
- ☑2. 「けん引自動車」とは、自動車によりけん引されることを目的とし、その目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。[6.1]
- ☑3. 「輪荷重」とは、自動車の 1 個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。[6.2]

【審査規程 1-3 用語の定義・抜粋】

用語	内容
空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
牽引自動車	専ら被牽引自動車を牽引することを目的とすると否とにかかわらず、被牽引自動車を牽引する目的に適合した構造及び装置を有する自動車をいう。
審査時 車両状態	空車状態の自動車に運転者 1 名が乗車した状態（被牽引自動車にあっては、空車状態に運転者 1 名が乗車した牽引自動車と空車状態の被牽引自動車を連結した状態）であること。[以下略]

積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は55kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとする。 ▷積車状態の自動車の重量を「車両総重量」という。
輪荷重	自動車の1個の車輪を通じて路面に加わる鉛直荷重をいう。

2 不適切な補修等

【過去出題例】

- ☑1. 自動車検査証に「道路維持作業用自動車」の記載のない普通貨物自動車に黄色回転灯が取り付けられていたが、配線のコネクタが取り外されており、作動しなかったため、保安基準適合と判断した。[6.1/5.1/3.1]

【審査規程4-4 不適切な補修等・要約】

〔保安基準に適合しないもの〕 ※自動車の製作年月日を問わず、この基準が適用される。

①装置又は部品の取付け	
ア.	粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による取付け
イ.	挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け
ウ.	扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
エ.	フェンダー等走行装置の回転部分附近の車体にベルト類、ホース類、粘着テープ類（*2）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類又は発泡スチロールが取付けられているもの
オ.	装備義務がある灯火器の配線、配線の周囲の保護部材等が、自動車の外側表面上に確認できるもの（*3）
カ.	7-41（8-41）〔運転者席〕に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等を通り抜ける仕組みのもの
②装置又は部品の取外し	
ア.	緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体が取外されていないもの ▷カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。
イ.	不点灯状態にある灯火であって、当該灯火に係る電球、光源及び全ての配線が取外されていないもの（速度表示装置を除く）
ウ.	タイヤの取外しにより、軸数を減ずるもの又は複輪を単輪にするもの
③装置又は部品の補修	
ア.	粘着テープ類（*1）、ロープ類又は針金類による補修
イ.	灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
ウ.	空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口方向が変更されているもの
エ.	排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等の異物が詰められているもの
オ.	灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの
カ.	後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの
キ.	前照灯の光度や照射光線の向きに適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの
④車体又は装置への表示 ▷最大積載量の表示など	
ア.	貼り付けられた紙又は粘着テープ類に記入されているもの ▷表示を目的として製作されたステッカーを除く。
イ.	表示された内容が容易に消えるもの

令和8年版 関東運輸局施行
自動車検査員教習試験 問題と解説

発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野3-1-8
電話 03-3837-5745 (販売)
03-3837-5731 (編集)
FAX 03-3837-5740

発行日 令和8年4月20日

定価 3,300円 (税込み)
